

## 第77回国民体育大会日光市競技会休憩所設置要項

### 1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会歓迎・接伴基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、競技関係者、一般観覧者等（以下「競技会参加者等」という。）に対し、憩いと交流の場を提供するための休憩所の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所

休憩所は、競技会場に設置する。

### 3 設置期間及び開設時間

設置期間は、競技開催期間中とし、開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

### 4 業務内容

- (1) 競技会参加者等への飲食物等の提供に関すること。
- (2) その他、休憩所運営に関すること。

### 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。